## 大規模建築物等自己評価書 (新市街地景観計画・建築物) 三田市景観条例施行規則第 11 条第 2 項関係

良好な景観の形成 に関する方針	項	目	配慮事項	チェック欄	配慮した内容
連続的な緑による風致の維持	位置	・配置	隣接する緑地や植栽との連続性に配慮すること。 敷地内には、低・中・高木を適切に配		
まとまりのある街並	位置	・配置	置し、歩行者が緑豊かな街並みを感じられるように配慮すること。 壁面位置の揃っている所では、連続性		
みの維持と保全		出臣	の維持に配慮すること。 立体駐車場を設置する場合は、道路か		
			ら見えにくい位置に配置すると共に、 建築物と統一した意匠とするなど、景 観に配慮すること。		
			敷地境界からのセットバックするな ど近隣に圧迫感を与えないよう配慮 すること。		
		・規模	建築物の高さや階高等が揃っている 所では、連続性の維持に配慮するこ と。特に、高層建築物の場合は、足元 に中低層棟を配置するなど周辺の街 並みとの連続性に配慮すること。		
	意匠	・形態	別表に示す地点Aから見た意匠・形態 に特に配慮し、ランドマークやアイス トップとなるよう努めること。		
	色彩		建築物に使用する色彩は、周辺の街並みや緑と調和する落ち着いた色彩とすると共に、特に高層部では低彩度とするよう努めること。		
	外構		街路に面する部分の外構の構造や意 匠が揃っている所では、その連続性に 配慮すること。		
地景(地形がつくる 景観)の保全	位置	・配置	地形は、その土地の景観を特徴づける 骨格的な景観要素であるため、地形の 改変を最小限に抑えるよう配慮する こと。		
			土地の起伏を活用し、地形との連続性や移動によるシークエンス(行き先への期待感、視線の集中、開放感等)を考慮した配置となるよう配慮すること。		
	高さ	・規模	別表に示す地点Bから見た山並み(武庫川山麓ベルト等)への眺望を阻害しない配置・規模とし、やむを得ず視界を遮る場合は、長大な立面を避け、分棟としたり、タワー型とするなど背景の山並みへ配慮すること。		
	樹林均	也	既存の樹林地を可能なかぎり保全し、 止むを得ず失われる場合は、従来の植 生など地域の自然的特性を考慮した 緑地の回復に配慮すること。		

## 大規模建築物等自己評価書 (新市街地景観計画・工作物) 三田市景観条例施行規則第 11 条第 2 項関係

良好な景観の形成 に関する方針	項	目	配慮事項	チェック欄	配慮した内容
連続的な緑による風致の維持	位置・	配置	隣接する緑地や植栽との連続性に配慮すること。		
			敷地境界に接する部分に植栽するな ど配慮すること。		
まとまりのある街並 みの維持と保全	位置:	配置	敷地境界からのセットバックなど近 隣に圧迫感を与えないよう配慮する こと。		
	意匠・	形態	周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう配慮すること。		
			金属やガラスなどの光沢性のある素材を用いる場合は、周辺景観との調和 に配慮すること。		
	色彩		工作物に使用する色彩は、周辺の街並 みや緑と調和する落ち着いた色彩と すると共に、特に高層部では低彩度と するよう努めること。		
	外構		街路に面する部分の外構の構造や意 匠が揃っている所では、その連続性に 配慮すること。		
地景(地形がつくる 景観)の保全	位置・	配置	地形は、その土地の景観を特徴づける 骨格的な景観要素であるため、地形の 改変を最小限に抑えるよう配慮する こと。		
	高さ・	規模	別表に示す地点Bから見た山並み(武庫川山麓ベルト等)への眺望を阻害しない配置・規模となるよう配慮すること。		
	樹林地		既存の樹林地を可能なかぎり保全し、 止むを得ず失われる場合は、従来の植 生など地域の自然的特性を考慮した 緑地の回復に配慮すること。		

## 大規模建築物等自己評価書 (新市街地景観計画・開発行為) 三田市景観条例施行規則第 11 条第 2 項関係

良好な景観の形成 に関する方針	項	目	配慮事項	チェック欄	配慮した内容
地景(地形がつくる 景観)の保全	配置		地形は、土地の景観を特徴づける骨格的な景観要素であるため、地形の改変を最小限に抑え、地形的特性を活かした空間形成となるよう配慮すること。		
			大断面の擁壁が発生しないよう工夫 し、やむを得ず発生する場合は、単調 な擁壁を避けるなど配慮すること。		
	樹林地	]	既存の樹林地を可能なかぎり保全し、 止むを得ず失われる場合は、従来の植 生など地域の自然的特性を考慮した 緑地の回復に配慮すること。		

## (別表) 地点Aおよび地点B

名 称	地区	地点の位置
地点A	フラワータウン地区	次に示す道路・公園上で、協議物件を視認できる任意の地点とする。
		・県道テクノパーク三田線(都市計画道路三田幹線)
		• 県道灘三田線(都市計画道路南幹線)
		・市道緑ホロンピア富士が丘線
		・市道弥生が丘緑1-5号線
		・市道武庫が丘緑 5 - 1 号線
		・市道狭間が丘緑2-12号線
	ウッディタウン地区	次に示す道路上で、協議物件を視認できる任意の地点とする。
		・市道北摂中央1号線
		・市道北摂中央3号線
		・市道北摂中央4号線
		· 市道北摂中央北駅前線
		・市道 C P 区画道路 2 号線
		・市道南駅前線(すずかけ台緑2-14号線)
		・市道すずかけ台緑3-P3号線
	カルチャータウン地区	次に示す道路上で、協議物件を視認できる任意の地点とする。
		・市道内神沢谷線
		・市道西1号線
		・市道西2号線
		・市道学園 4 - 1 号線
地点B	フラワータウン地区	次に示す道路上で、協議物件を視認できる任意の地点とする。
		<ul><li>・県道灘三田線(都市計画道路南幹線)</li></ul>
	ウッディタウン地区	次に示す道路上で、協議物件を視認できる任意の地点とする。
		・市道北摂中央1号線
		· 市道北摂中央 3 号線
		・市道センチュリー大橋橋詰
		・市道 C P 区画道路 1 号線
		・市道 C P 区画道路 3 号線